

北陸大学共同研究取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学（以下、「本学」という。）が学外機関等と共同して行う研究（以下、「共同研究」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「共同研究」とは、本学の教育職員が学外機関等と共通の課題について共同して行う研究で、次の各類に定めるものをいう。
 - イ 本学において、学外機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて行う研究
 - ロ 本学及び学外機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において、学外機関等から研究者及び研究経費等又は研究経費等を受け入れるもの
 - ハ 学外機関等から研究経費を受入れず、役割分担に応じて必要な費用を負担し、本学及び学外機関等において行う研究
- (2) 「共同研究費」とは、共同研究において、学外機関等が負担する研究経費をいう。
- (3) 「共同研究員」とは、本学の教員と共同研究を行う学外機関等の研究者をいう。
- (4) 「一般管理費」とは、共同研究費を受け入れ、研究者の研究環境の改善や機関全体の機能の向上に活用するために本学が使用する経費をいう。

(申込み及び受入れ)

第3条 共同研究を行おうとする者（以下、「共同研究機関」という。）は、共同研究申込書を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前号による申込みがあった場合は、当該共同研究が、本学の教育研究に有意義であり、かつ本来の教育研究に支障がないと認められる場合に受け入れることができる。
- 3 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究を担当する本学の教育職員（以下、「研究担当者」という。）に通知するものとする。
- 4 共同研究において、共同研究員が本学の施設、設備等を使用する必要があるときは、研究担当者はあらかじめ所属長の承認を得るものとする。

(契約の締結)

第4条 学長は、前条により共同研究の受入れを決定したときは、共同研究機関との間に共同研究契約を締結するものとする。

(研究経費)

第5条 共同研究費は、研究活動に直接必要な経費に充てるものとし、その取扱いについては、学校法人北陸大学経理規程に基づき処理しなければならない。

- 2 一般管理費は、前条において定めがない場合は、共同研究費の10%とする。
- 3 共同研究費により取得した設備等は、本学に帰属するものとする。共同研究における設備の使用等については、共同研究機関と協議のうえ定めるものとする。

4 共同研究を中止した場合で、共同研究費に残額が生じたときは、その額の範囲内でその全部又は一部を返還することができる。ただし、共同研究機関からの申し出により中止する場合は、原則として返還しない。

(知的財産権)

第6条 共同研究に係る知的財産権等の帰属及びその取扱い等に関しては、学校法人北陸大学発明等取扱規程に基づき、本学と共同研究機関とで協議し、契約において定めるものとする。

(研究成果報告)

第7条 本学及び共同研究機関は、共同研究を終了したときは、その結果を相手方に報告するとともに、研究担当者は、共同研究完了報告書により学長に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第8条 共同研究に関する研究成果は、当該研究完了以降、原則として研究担当者によって公表されるものとする。ただし、公表の時期及び方法等については、研究担当者と共同研究機関が協議して決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 共同研究の実施にあたり、共同研究機関より提供または開示を受け、若しくは知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、共同研究機関の事前の承諾を得ることなく、当該研究実施のための必要かつ最小限の関係者以外に開示またはもらしてはならない。

(事務)

第10条 共同研究に関する事務は、研究支援課が行う。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定 平成29年12月20日 第270回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。